

## 地域の縁結びさん 募集要項

### 1 目的

地域でボランティアとして縁結びを行う「地域の縁結びさん」の活動を広げ、若者の出会いを創出し、結婚を応援します。

### 2 活動内容（例）

- (1) 独身者に対し、県の結婚支援事業を紹介すること
- (2) 結婚に関する相談に対し、アドバイスを行うこと
- (3) 独身者に対し、相手を紹介すること
- (4) お見合いをセッティングすること
- (5) その他、出会いの機会の提供に関すること

### 3 要件

- (1) 福井県内在住の20歳以上の方であること
- (2) 次の①～⑤のいずれかに該当し、かつ県の研修（※）を受講した方
  - ① 理美容業に従事する方
  - ② 料理・茶道・華道教室の講師の方
  - ③ ブライダル関連業に従事する方
    - ・ブライダル企画会社
    - ・貸衣装店
    - ・結婚式場関係者 等
  - ④ 民生児童委員や自治会役員など地域に密着した活動を行なっている方
  - ⑤ 縁結びの実績があり、縁結び活動に関する知識、経験を有していると県が認める方

※地域の縁結びさん活動方法について、説明・研修を行います。

事前に、受講申し込みが必要です（申込み先 TEL 0776-20-0362）。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する方は、地域の縁結びさんとして登録することができません。
  - ① 結婚相談、お見合い、または結婚のあっせん等を業として営む方（または従事する方）
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行なう方
  - ③ その他、この要綱の趣旨に照らし、地域の縁結びさんとしてふさわしくない方

### 4 応募方法

別紙の「地域の縁結びさん登録申込書」（様式第1号）（本人確認書類添付）と「誓約書」（様式第2号）に必要事項をご記入の上、県の研修を受講後、提出してください。

## 5 登録および活動

- (1) 提出された登録申込書等の記載内容を確認し、要件を満たす方を登録します。
- (2) 「地域の縁結びさん」として登録後、登録証と名刺を交付します。
- (3) 登録された地域の縁結びさんの名簿を作成して、各縁結びさんに配付します。  
また、登録後、希望に応じ、県ホームページにおいて、氏名や連絡先、PRなどの情報を掲載し、地域の縁結びさんとして紹介します。
- (4) 県と市町が連携して結婚支援を進めるため、登録申込書に記載された個人情報、県とお住いの市または町の結婚支援担当課において共有します。なお、地域の縁結びさん活動支援等、結婚支援の目的以外では利用することはありません。
- (5) 地域の縁結びさんには、活動内容や成婚実績について、報告をお願いします。  
(県から送付する報告用紙に記入し、返送してください。)
- (6) 地域の縁結びさんの情報交換会を実施します。日ごろから縁結び活動に取り組む、情報交換会に参加された縁結びさんには、年間の活動経費を助成します。

## 6 保険の加入

県において地域の縁結びさん活動中の傷害や賠償責任などについて補償するボランティア活動保険に加入します。

## 7 その他

縁結び活動はボランティア活動です。相談者に対して報酬を求めることはご遠慮ください。また、活動中におけるトラブルについては、地域の縁結びさんが責任をもって対応してください。

## 8 お申込み・お問い合わせ先

福井県地域戦略部県民活躍課  
〒910-8580  
福井市大手3丁目17-1  
TEL 0776-20-0362  
FAX 0776-20-0632  
Email kenkatsu@pref.fukui.lg.jp